十人十色（じゅうにんといろ）

まずは気軽に相談してみませんか？

串間市家庭児童相談室

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123（内線505）

市総合保健福祉センター（市民病院となり）に設置し、２人の相談員が子育てに関するさまざまな悩みや心配ごとについて、相談に応じています。

子育ては、楽しいようで不安や心配もつきものです。

子どもたちは、一人一人可能性を秘めています。他の子と比べることなくわが子をしっかり見守り良いところをたくさん発見してほしいものです。

子どもに自分で考える時間を与え、イライラせずにのんびり、ゆっくり子どものやる気を引き出す声かけができるといいですね。

《家庭児童相談員による相談内容》

子どもに関すること

●**相談の種類**
- 育児やしつけの相談
- 性格などの相談
- 養育の相談
- 発達の相談
- 非行の相談

家庭に関すること

●**相談の種類**
- ＤＶに関する相談

（例）「配偶者などから暴力を受けていて、子どもへの影響が心配」
- 母子・父子家庭に関する相談

（例）「母子、父子家庭になって不安」「どのような制度があるのかを知りたい」

●**相談日時＝**月～金曜日　午前９時～午後５時
（電話相談も受け付けます）
●**連絡先＝**☎72-5783（直通）／72-1123（内線535）

【相談内容の秘密は守ります。安心してご相談ください】

※相談の内容により、保健師、保育士、民生委員・主任児童委員などの関係機関と連携して助言・指導を行います。
※都城児童相談所の児童福祉司、心理判定員が専門的に障がいに関する相談を行う「定期巡回相談」の受け付けや連絡も行っています。（療育手帳の申請や更新手続き：年２回）

ハッピースマイル

宇都宮（うつのみや） 茉莉（まつり）ちゃん
（令和３年７月31日生）
宇都宮（うつのみや） 正洋（まさひろ）・紗智奈（さちな）さんの長女（福島地区）

ニコニコ笑顔がかわいいのんびり屋さんなまつりちゃん。バッグを持ったりするなど女の子っぽいことをするのが好きです。お兄ちゃんとも仲良しで、よく一緒に遊んでいます。これからみんなに好かれるような人に育ってね。そして大きくなったらショッピングをして一緒に洋服を選ぼうね。

子育てINFO

『子ども予防接種』

●**９価ＨＰＶ(子宮頸がん)ワクチンが定期接種になりました**

これまでは２・４価ワクチンのみ定期接種の対象でしたが、４月１日より９価ワクチンも定期接種の対象となり、自己負担なしで接種ができるようになりました。９価ＨＰＶワクチンは、子宮頸がんの発生に関連するＨＰＶのうち、現在、定期接種で使用されている２・４価ＨＰＶワクチンよりも、多くの９種類の遺伝子型を標的としており、子宮頸がんおよびその前がん病変（がんになる手前の状態）の罹患（りかん）率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されます。なお、キャッチアップ接種対象者も９価ワクチンが接種可能です。

【定期接種対象者】
小学校６年生～高校１年生：平成19年４月２日生から平成24年４月１日生までの女子

【キャッチアップ対象者】
平成９年４月２日生から平成19年４月１日生までの女子

まだ３回接種がお済みでない対象者には、個別通知いたします。

●**４種混合ワクチンの接種時期変更について**

４種混合ワクチンについては、生後３カ月から接種可能でしたが、４月１日より生後２カ月から接種可能になりました。対象時期までに予防接種についてのお知らせをしておりますので、ご確認をお願いします。

●**他のワクチンについて**

ＭＲワクチン、おたふくかぜワクチン、日本脳炎ワクチンなどが未接種の方へ随時接種勧奨の通知をお送りしていきます。他のワクチンについても適正年齢での早期接種が効果的ですので、お忘れないよう計画的に接種を進めていきましょう。

すくすくのびのび　子育て支援情報

病気のお子さんを保育します

仕事をしているお父さん、お母さんに代わって、病気などで集団生活が困難なお子さんを一時的に保育します。

「子どもが急に発熱したと保育園（学校）などから電話がきた…。でも、急には仕事は休めない」――。

「子どもが病気で保育園などに行けない…。でも、面倒を見てくれる人が見つからない」――。

子育て中のお父さん、お母さん。このように、病気のお子さんへの心配と仕事に対する責任感の間で悩んだことはありませんか。

病児保育は、お子さんが病気になったときに、仕事などでどうしても看病ができない場合に一時的に利用できる保育です。病児保育施設の職員は、保育士と看護師ですので、安心してお子さんを預けることができます。子育て中のお父さんとお母さんが安心して働けるよう支援しています。

保育の内容

●**対象児童**＝０歳児から小学校６年生までの児童

●**利用料**
１日１，５００円（市町村民税非課税世帯、３歳未満は７５０円、生活保護受給世帯は０円）

利用の流れ

①事前登録（※）

緊急連絡先・かかりつけ医療機関などを記載した事前登録申請書を提出してください。
※事前登録申請書は、福祉事務所こども政策係への提出も可能です。

病気発症

☆事前登録（※）をしておけば、いざというときにすぐに利用できます。
（登録料などは必要ありません）

②医療機関受診

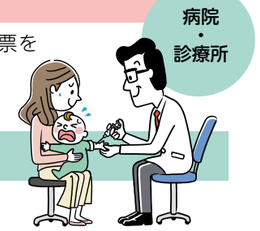

医師の診察を受け、医師連絡票を発行してもらってください。

③医師連絡票発行

④事前予約

利用日の前日までに、電話予約をしてください。症状などの聞き取りをしますので、医師連絡票を手元にご準備ください。

⑤利用

利用申請書、医師連絡票、利用料、着替えなど、保育に必要な物を持参して施設に来所してください。

●**ご注意ください！**
医師の診断により、家庭での療養となった場合は、緊急時でも受け入れられません。

病児保育施設

各施設に関する詳しい資料などは、福祉事務所や串間市内の小児科に置いてあります。

串間市病児保育センター
（串間市委託事業）
☎71-1577

問／福祉事務所こども政策係　☎72-1123（内線506）